

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
組 織	職 員		組 織	職 員	
[略]			[略]		
知事 の 事 務 部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C 推 進局長 出納局長 <u>統括調査監</u> 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首 席 I L C 推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センタ ー所長 総括危機管理監 地域企画監 医師支援推進監 競馬改革推進監 県産 米戦略監 会計指導監 課長及び担当課 長（部局等若しくは出納局又は室課等の 人事、給与又は服務に関する事務を総括 する者に限る。） 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 調査担当課長 予算担 当課長 管財課の管理担当課長 職員福 祉担当課長 審査課長 主任主査及び主 査（部局等又は出納局の主管室課等にお いて人事、給与又は服務に関する事務を 担当する者に限る。） 政策企画部の主 任主査及び主査（調査に関する事務を担 当する者に限る。） 秘書課の主任主査 及び主査（秘書の事務を担当する者に限 る。） 総務室の主任主査及び主査（法 務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は組織に関する事 務を担当する主任主査及び主査並びに人 事又は給与に関する事務を担当する主任 及び当該事務の企画を担当する主事 財 政課の主任主査及び主査（財政改革又は	知事 の 事 務 部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C 推 進局長 出納局長 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席 I L C 推進 監 総括課長 総括調査監 調査監 儀 典調整監 総務事務センター所長 総括 危機管理監 地域企画監 医師支援推進 監 競馬改革推進監 県産米戦略監 会 計指導監 課長及び担当課長（部局等若 しくは出納局又は室課等の人事、給与又 は服務に関する事務を総括する者に限る 。） 法務・情報公開課長 総務室の特 命課長 給与人事担当課長 組織担当課 長 <u>人事課の特命課長</u> 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査 及び主査（部局等又は出納局の主管室課 等において人事、給与又は服務に関する 事務を担当する者に限る。） 政策企画 部の主任主査及び主査（調査に関する事 務を担当する者に限る。） 秘書課の主 任主査及び主査（秘書の事務を担当する 者に限る。） 総務室の主任主査及び主 査（法務に関する事務を担当する者に限 る。） 人事課の給与人事又は組織に関 する事務を担当する主任主査及び主査並 びに人事又は給与に関する事務を担当す る主任及び当該事務の企画を担当する主 事 財政課の主任主査及び主査（財政改

		予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長			革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長
出	[略]		出	[略]	
先	平泉世	所長 副所長	先	平泉世	所長
機	界遺産		機	界遺産	
関	ガイド		関	ガイド	
	ンスセ			ンスセ	
	ンター			ンター	
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。